

議案第 8 号

教育委員会専決規程中改正について

教育委員会専決規程（昭和40年横須賀市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月7日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

別表第3中「寄贈資料採納」を「寄贈資料の受入れ」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

（提案理由）

「採納」という古い文言の使用をやめ、明確で簡潔な表現へ変更するため。

(専決事項)

第2条 部長等は、別表第1から別表第3までに定める決裁事項について、専決することができる。

別表第3(第2条関係)固有事務

主管課等名	専決事項	課長等
中央図書館	資料	1 図書館資料の閲覧・貸出し 2 寄贈資料採納 3 資料廃棄処分 4 視聴覚器材貸出し
北図書館 南図書館 児童図書館	資料	1 図書館資料の閲覧・貸出し 2 寄贈資料採納
自然・人文 博物館	資料	1 自然・人文博物館資料の閲覧・貸出し 2 寄贈資料採納 3 資料廃棄処分
	管理	自然・人文博物館施設の使用許可

注 課長等には、中央図書館長、博物館運営課長及び教育研究所長を含む。